

# 兵庫県公報

平成25年6月21日 金曜日 第2502号

発行人  
兵庫県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

## 目次

告 示	ページ
○ 土地改良区役員の就任の届出（農地整備課）	1
○ 土地改良区役員の退任及び就任の届出（同）	2
○ 土地改良区の定款の変更認可（同）	3
○ 公共測量を実施する旨の通知（契約管理課）	3
○ 宅地建物取引業法に基づく行政処分（都市政策課）	3
○ 同上（同）	3
○ 土地区画整理組合の事業計画の変更認可（市街地整備課）	4
公 告	
○ 寄附者の顕彰（秘書課）	4
○ 特定非営利活動法人の設立に係る認証の申請（県民生活課）	4
○ 特定非営利活動法人の定款変更に係る認証の申請（同）	6
公安委員会告示	
○ 遊泳区域の指定	8

## 告 示

### 兵庫県告示第899号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の就任の届出があった。

平成25年6月21日

兵庫県知事 井戸敏三

### 国衙土地改良区

#### 就任役員

役員の区分	氏名	住 所
理事	赤穂秀樹	南あわじ市神代国衙1231番地
同	賀集昭雄	同 市神代国衙1114番地1
同	前川隆彦	同 市神代国衙1222番地
同	吉川満広	同 市神代国衙1632番地1
同	藤井照久	同 市神代国衙598番地
同	上田明宏	同 市神代国衙464番地
同	鳥井友保	同 市神代国衙620番地
同	藤原基延	同 市神代国衙880番地
同	奥野宗男	同 市神代国衙688番地
同	白川博一	同 市神代国衙877番地
同	別所敬二	同 市志知中島662番地
同	村上佳弘	同 市志知中島437番地2
同	上川亮三	同 市志知中島932番地
同	田中利明	同 市賀集立川瀬984番地1
同	村上幸利	同 市賀集立川瀬1009番地
同	田中義章	同 市賀集立川瀬856番地
同	林久史	同 市賀集立川瀬969番地
同	南貫博	同 市賀集立川瀬850番地

監 事	藤 本 好 信	同	市神代国衙660番地 2
同	白 川 彰 洋	同	市神代国衙679番地
同	田 中 敏 裕	同	市賀集立川瀬971番地



兵庫県告示第900号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の新任及び就任の届出があった。

平成25年 6月21日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

市西土地改良区

退任役員

役員区分	氏 名	住 所
理 事	天 羽 龍 文	南あわじ市市福永631番地 2
同	喜 田 裕 夫	同 市市福永693番地
同	仲 田 勉	同 市市福永567番地
同	喜 田 正	同 市市福永641番地
同	仲 野 榮 祐	同 市市新398番地
同	仲 野 長 利	同 市市新84番地 1
同	仲 野 正 忠	同 市市新90番地 1
同	豊 田 惠	同 市市三條732番地 3
同	引 田 博	同 市市三條590番地 2
同	島 田 孝	同 市市三條598番地
同	橋 本 宗 男	同 市市三條756番地
同	山 口 悟	同 市市市215番地 2
同	榎 本 繁 秋	同 市志知中島266番地
同	松 下 泰 弘	同 市志知中島234番地 1
同	神 代 充 広	同 市志知中島286番地
同	溝 口 保 夫	同 市志知難波327番地
監 事	福 永 紘 一	同 市市三條659番地
同	榎 本 芳 史	同 市志知中島697番地
同	松 下 良 卓	同 市志知難波321番地 1

就任役員

役員区分	氏 名	住 所
理 事	天 羽 龍 文	南あわじ市市福永631番地 2
同	喜 田 裕 夫	同 市市福永693番地
同	仲 田 勉	同 市市福永567番地
同	喜 田 正	同 市市福永641番地
同	仲 野 良 昭	同 市市新380番地 1
同	神 木 秀 夫	同 市市新348番地
同	神 木 修	同 市市新423番地 2
同	高 田 洋 成	同 市市新100番地
同	豊 田 惠	同 市市三條732番地 3
同	引 田 博	同 市市三條590番地 2
同	島 田 孝	同 市市三條598番地
同	橋 本 宗 男	同 市市三條756番地
同	山 口 悟	同 市市市215番地 2
同	榎 本 繁 秋	同 市志知中島266番地
同	松 下 泰 弘	同 市志知中島234番地 1
同	神 代 充 広	同 市志知中島286番地
同	溝 口 保 夫	同 市志知難波327番地

監 事	福 永 紘 一	同	市市三條659番地
同	榎 本 芳 史	同	市志知中島697番地
同	松 下 良 卓	同	市志知難波321番地 1



**兵庫県告示第901号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可した。  
平成25年 6月21日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

土地改良区の名称	認可年月日
神戸市池谷福谷土地改良区	平成25年 6月 6日



**兵庫県告示第902号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、南あわじ市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成25年 6月21日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 作業種類  
公共測量（道路3次元データ計測）
- 2 作業期間  
平成25年 6月14日から同年 8月22日まで
- 3 作業地域  
南あわじ市全域



**兵庫県告示第903号**

宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第65条第2項の規定により、次のとおり処分した旨阪神南県民局長から報告があった。

平成25年 6月21日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 被処分者  
商号又は名称 有限会社阪神住宅サービス  
代表者氏名 池 田 百 恵  
事務所所在地 尼崎市竹谷町1丁目20番地  
免許番号 兵庫県知事(9)第201104号  
免許年月日 平成23年 6月10日
- 2 処分の内容  
平成25年 6月20日から同月26日までの7日間の業務停止
- 3 業務停止の範囲  
宅地建物取引業に関する一切の業務



**兵庫県告示第904号**

宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第65条第2項の規定により、次のとおり処分した旨中播磨県民局長から報告があった。

平成25年 6月21日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 被処分者

商号又は名称 有限会社五軒邸  
 代表者氏名 大 谷 充  
 事務所所在地 姫路市五軒邸2—130  
 免許番号 兵庫県知事(7)第450458号  
 免許年月日 平成20年7月30日

- 2 処分の内容  
平成25年6月3日から同月12日までの10日間の業務停止
- 3 業務停止の範囲  
宅地建物取引業に関する一切の業務



**兵庫県告示第905号**

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第1項の規定により、西脇市高田井土地区画整理組合の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成25年6月21日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 事業施行期間  
変更前 昭和63年2月16日から平成26年3月31日まで  
変更後 昭和63年2月16日から平成27年3月31日まで
- 2 変更認可の年月日  
平成25年6月10日

**公 告**

**寄附者の顕彰**

兵庫県等への寄附に係る顕彰実施要綱に基づき、次の者を顕彰した。

平成25年6月21日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 氏名及び住所
 

泉 照 子	大阪市
市 野 茂 子	篠山市
今 井 政 之	京都市
岡 崎 真 雄	東京都港区
北 後 豊 子	京都府宇治市
松 下 直 子	さいたま市
元 永 悦 子	宝塚市
山 口 勝 子	大阪市
横 尾 忠 則	東京都世田谷区

- 2 功績内容  
兵庫県政の推進のため、私財を寄付し功績顕著である。



**特定非営利活動法人の設立に係る認証の申請**

特定非営利活動法人の設立代表者から設立に係る認証の申請があったので、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第2項及び県民ボランティア活動の促進等に関する条例（平成10年兵庫県条例第39号）第17条の規定により、兵庫県企画県民部県民文化局県民生活課、同部管理局文書課県民情報センター、神戸県民局、阪神南県民局、阪神北県民局、東播磨県民局、北播磨県民局、中播磨県民局、西播磨県民局、但馬県民局、淡路県民局及び丹波の森公苑において、関係書類を縦覧に供する。

なお、関係書類の縦覧期間は申請を受け付けた年月日から2週間とする。

平成25年6月21日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 (1) 申請受付年月日 平成25年5月31日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人KAYUクラブ

イ 代表者の氏名 沖 孝 弘

ウ 主たる事務所の所在地 姫路市大津区長松135番地8

エ 定款に記載された目的

この法人は、広く市民に対して、自然環境の荒廃に対する、森林整備事業、間伐材の有効利用、里山整備事業、農業支援事業を行い、環境の保全に寄与することを目的とする。

2 (1) 申請受付年月日 平成25年5月31日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人Security Of Society

イ 代表者の氏名 新 白 崇 雄

ウ 主たる事務所の所在地 明石市朝霧東町1丁目12番3号

エ 定款に記載された目的

この法人は、子ども及びその保護者、高齢者に対して、防犯意識を高める教育啓発活動に関する事業を行い、自己防衛意識と自主性の高い社会作りに寄与することを目的とする。

3 (1) 申請受付年月日 平成25年5月31日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人まなびの島

イ 代表者の氏名 辰 巳 明 宏

ウ 主たる事務所の所在地 南あわじ市倭文庄田998

エ 定款に記載された目的

この法人は社会に広く開かれ、個人・団体に対して、淡路島内外のネットワークづくり、淡路島の魅力が詰まった農業・漁業・畜産・食材・環境・文化に関するまなびの場の提供、ユニオン村活動の情報提供、各種セミナーなどの事業を行い、人と人、人と自然、人と文化を繋げ、地域の活性化と都市と農村の共生の推進に寄与することを目的とする。

4 (1) 申請受付年月日 平成25年5月31日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人玄武洞ガイドクラブ

イ 代表者の氏名 長 峰 是

ウ 主たる事務所の所在地 豊岡市日高町久斗59番地

エ 定款に記載された目的

この法人は、ジオパークガイドとして世界ジオパークネットワークのガイドラインに沿った、持続可能なジオパークにおけるガイド活動を質の高いものとするため、関係者相互の連携による研究及び情報収集を行い、山陰海岸ジオパークに関する情報発信及び普及啓発を図り、もって地域社会の利益の増進に寄与することを目的とする。

5 (1) 申請受付年月日 平成25年5月31日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 NPO法人花咲GⅢ

イ 代表者の氏名 王 地 裕 介

ウ 主たる事務所の所在地 美方郡香美町村岡区村岡2328の1

エ 定款に記載された目的

この法人は、過疎化地域において学習コミュニティを創造する事業を行い、過疎地域の学習機会を拡充し、学力向上と地域社会を活性化することを目的とする。

6 (1) 申請受付年月日 平成25年5月31日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人本と温泉

イ 代表者の氏名 大 將 伸 介

ウ 主たる事務所の所在地 豊岡市城崎町湯島78番地

エ 定款に記載された目的

この法人は、城崎温泉での観光振興とまちづくりに関する事業を行うことで、但馬の地域経済の活性化と地域住民への文化振興に寄与することを目的とする。



**特定非営利活動法人の定款変更に係る認証の申請**

特定非営利活動法人から定款変更に係る認証の申請があったので、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第5項において準用する同法第10条第2項及び県民ボランティア活動の促進等に関する条例（平成10年兵庫県条例第39号）第17条の規定により、兵庫県企画県民部県民文化局県民生活課、同部管理局文書課県民情報センター、神戸県民局、阪神南県民局、阪神北県民局、東播磨県民局、北播磨県民局、中播磨県民局、西播磨県民局、但馬県民局、淡路県民局及び丹波の森公苑において、関係書類を縦覧に供する。

なお、関係書類の縦覧期間は申請のあった年月日から2月間とする。

平成25年6月21日

兵庫県知事 井戸敏三

1 (1) 申請受付年月日 平成25年5月31日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人姫路コンベンションサポート

イ 代表者の氏名 玉田 恵美

ウ 主たる事務所の所在地 姫路市西脇746番地

エ 定款に記載された目的

この法人は、姫路市内外の人々を対象として、観光振興・まちづくりのためのコンベンションの開催・開催支援、人材養成及び情報提供等に関する事業を行い、活力ある地域社会の構築に寄与することを目的とする。

2 (1) 申請受付年月日 平成25年5月31日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人新しい明日

イ 代表者の氏名 尾崎 勝彦

ウ 主たる事務所の所在地 加古川市尾上町安田769-1 加古川シティビル302号

エ 定款に記載された目的

この法人は要介護高齢者が安心して安らかに生活できるよう、対象者はもとよりその家族を含む関係者が協働し、より良い自立生活を営むことが出来るよう社会福祉法及び介護保険法に基づく事業を行い、不特定多数の人々の利益の増進に寄与することを目的とする。

3 (1) 申請受付年月日 平成25年5月31日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人三木市手をつなぐ育成会

イ 代表者の氏名 湯澤 秀秋

ウ 主たる事務所の所在地 三木市口吉川町楮原150番地

エ 定款に記載された目的

この法人は、知的発達に障害のある人たちをはじめとする、さまざまな障害のある人たちとその家族に対して、地域の中で自立・共生・安心の暮らしができるよう支援事業を行い、地域社会の活性化を図るとともに、障害者自身が積極的に社会参加し達成感のある暮らしを営むことのできる社会の構築に寄与することを目的とする。

4 (1) 申請受付年月日 平成25年5月31日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 NPO法人無派閥書道ネット

イ 代表者の氏名 宇賀 淑子

ウ 主たる事務所の所在地 尼崎市金楽寺町1丁目2番10-817号

エ 定款に記載された目的

この法人は、国内外の人に対して、書道の魅力を伝えあう事業を行い、もって日本文化である書道の普及発展に寄与することを目的とする。

5 (1) 申請受付年月日 平成25年5月31日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人全国介護タクシー協議会

イ 代表者の氏名 中 岡 和 夫

ウ 主たる事務所の所在地 西宮市津門仁辺町8番2号

エ 定款に記載された目的

この法人は、高齢者や障害者といった社会的弱者に対して、地域社会の一員として、豊かで生き生きとした生活を過ごすため、移動、介護、保健に関する必要なサービス事業を行い、もって健康と福祉の増進に寄与することを目的とする。

6(1) 申請受付年月日 平成25年5月31日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人くろまめ丹波但馬障害者高齢者支援事業所

イ 代表者の氏名 小 西 両 蔵

ウ 主たる事務所の所在地 丹波市柏原町南多田1243番地

エ 定款に記載された目的

この法人は、知的障害、精神障害、身体障害等の障害者（以下「障害者」という。）と高齢者の介護、訓練などの生活全般の支援、その他のサービスを通じて、その自立と社会参加の促進を図り、県民の保健、医療又は福祉の増進に寄与することを目的とする。

7(1) 申請受付年月日 平成25年5月31日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人ハーモニー福祉会

イ 代表者の氏名 神 頭 成 禎

ウ 主たる事務所の所在地 姫路市東延末2丁目107

エ 定款に記載された目的

この法人は、障害者に対して生活支援、地域社会との交流及び生きがいがづくりに関する事業を行い、生きがいのある生活環境づくりとすべての人が心豊かに安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

8(1) 申請受付年月日 平成25年5月31日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人やじろべえ

イ 代表者の氏名 仲 原 大 輔

ウ 主たる事務所の所在地 尼崎市食満7丁目19番8号

エ 定款に記載された目的

この法人は、障がい者に対して、生活支援及び社会参画促進に関する事業及び介護等事業を行うとともに、障がい者と地域住民（特に子どもたち）に対して、ふれあい助け合い事業、環境保全事業、おもちゃを介した子どもの健全育成と子育て支援事業を行い、障がい者の日常生活指導や訓練、また軽作業や様々な活動を通じて生き甲斐があり安心して働ける職場づくりとすべての人が安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

9(1) 申請受付年月日 平成25年5月31日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 NPO法人アンビシャスコーポレーション

イ 代表者の氏名 山 本 哲 司

ウ 主たる事務所の所在地 姫路市庄田34番地10

エ 定款に記載された目的

この法人は、地域住民に対して、多世代間文化交流により、青少年の互助精神、道徳心、コミュニケーション能力をはぐくみ、地域社会での男女の対等な関係作り、高齢者等の社会的弱者への情報提供などの支援を行い、健全で安全なまちづくりに寄与することを目的とする。

10(1) 申請受付年月日 平成25年5月31日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人絆の部屋

イ 代表者の氏名 橋 本 邦 子

ウ 主たる事務所の所在地 姫路市書写2661番地9

## エ 定款に記載された目的

この法人は、障害者に対して、特別支援学校を卒業した障害者の支援及び、学校と連携した活動に関する事業を行い、障害者がこれまで以上に社会参加し、地域と共生していくことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

11(1) 申請受付年月日 平成25年5月31日

## (2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 NPO法人はりま福祉会

イ 代表者の氏名 本 條 義 和

ウ 主たる事務所の所在地 姫路市野里上野町1丁目1番6号

## エ 定款に記載された目的

この法人は、障害者・高齢者に対して、生活支援及び社会参画促進に関する事業を行い、障害者福祉・高齢者福祉の増進とすべての人が安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

12(1) 申請受付年月日 平成25年5月31日

## (2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人はりまキッズランド

イ 代表者の氏名 柴 田 和 久

ウ 主たる事務所の所在地 姫路市花田町加納原田771番地の1 アークハリマ株式会社内

## エ 定款に記載された目的

この法人は、こども（幼児、児童）とその両親に対して、こどもが遊ぶこと、育つことに対する時と場と環境の提供に関する事業を行い、こどもの社会的人格の形成と発達を促進し、健全なこどもの育成に寄与することを目的とする。

13(1) 申請受付年月日 平成25年5月31日

## (2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人すまいるHimeji

イ 代表者の氏名 松 田 英 秀

ウ 主たる事務所の所在地 姫路市亀山305番地

## エ 定款に記載された目的

この法人は、障害者に対して、社会参画促進や生活支援に関する事業を行い、すべての人が心豊かに安心して暮らせるよう、生きがいある生活環境づくりを通じて、障害者福祉の向上に寄与することを目的とする。

14(1) 申請受付年月日 平成25年5月31日

## (2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人きぼうの空

イ 代表者の氏名 溝 口 幸 子

ウ 主たる事務所の所在地 加古川市尾上町安田558番地の8

## エ 定款に記載された目的

この法人は、障がい児・者に対して、生活等に関する相談及び助言、その他日常生活の支援を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供し、身体的機能又は、生活能力の向上のために必要な援助事業を行い、その障がい児・者の自立に寄与することを目的とする。

## 公 安 委 員 会 告 示

## 兵庫県公安委員会告示第203号

水難事故等の防止に関する条例（平成7年兵庫県条例第8号）第7条第1項の規定に基づき、遊泳区域を指定したので、同条第3項の規定により、次のとおり告示する。

平成25年6月21日

兵庫県公安委員会

委員長 橋 本 猛 伸



海水浴場の名称	所在地	遊泳区域	遊泳区域の指定期間	管轄警察署
須磨海水浴場	神戸市須磨区須磨浦通1丁目から6丁目まで及び若宮町1丁目	神戸市須磨区須磨浦通1丁目から6丁目まで及び若宮町1丁目地先の海域で、須磨海水浴場の遊泳場のうち、兵庫県公安委員会の標識により指定する区域	平成25年7月11日から同年8月31日まで	須磨警察署
明石松江海水浴場	明石市林崎町1丁目から3丁目まで及び松江	明石市林崎町1丁目から3丁目まで及び松江地先の海域で、明石松江海水浴場の遊泳場のうち、兵庫県公安委員会の標識により指定する区域	平成25年7月1日から同年8月31日まで	明石警察署
的形海水浴場	姫路市の形町の形	姫路市の形町の形地先の海域で、的形海水浴場の遊泳場のうち、兵庫県公安委員会の標識により指定する区域	平成25年7月1日から同年8月31日まで	飾磨警察署
白浜海水浴場	姫路市白浜町丙	姫路市白浜町丙地先の海域で、白浜海水浴場の遊泳場のうち、兵庫県公安委員会の標識により指定する区域	平成25年7月1日から同年8月31日まで	飾磨警察署
男鹿島立の浜海水浴場	姫路市家島町宮	姫路市家島町宮地先の海域で、男鹿島立の浜海水浴場の遊泳場のうち、兵庫県公安委員会の標識により指定する区域	平成25年7月1日から同年8月31日まで	飾磨警察署
男鹿島青井の浜海水浴場	姫路市家島町宮	姫路市家島町宮地先の海域で、男鹿島青井の浜海水浴場の遊泳場のうち、兵庫県公安委員会の標識により指定する区域	平成25年7月10日から同年8月31日まで	飾磨警察署
兵庫県立いえしま自然体験センターシンボルゾーン	姫路市家島町坊勢	姫路市家島町坊勢地先の海域で、兵庫県立いえしま自然体験センターシンボルゾーンの遊泳場のうち、兵庫県公安委員会の標識により指定する区域	平成25年7月1日から同年9月23日まで	飾磨警察署
新舞子海水浴場	たつの市御津町黒崎	たつの市御津町黒崎地先の海域で、新舞子海水浴場の遊泳場のうち、兵庫県公安委員会の標識により指定する区域	平成25年6月24日から同年8月31日まで	たつの警察署
気比の浜海水浴場	豊岡市気比	豊岡市気比地先の海域で、気比の浜海水浴場の遊泳場のうち、兵庫県公安委員会の標識により指定する区域	平成25年7月10日から同年8月23日まで	豊岡北警察署
竹野浜海水浴場	豊岡市竹野町竹野	豊岡市竹野町竹野地先の海域で、竹野浜海水浴場の遊泳場のうち、兵庫県公安委員会の標識により指定する区域	平成25年7月1日から同年8月25日まで	豊岡北警察署

諸寄・塩谷浜海水浴場	美方郡新温泉町諸寄	美方郡新温泉町諸寄地先の海域で、諸寄・塩谷浜海水浴場の遊泳場のうち、兵庫県公安委員会の標識により指定する区域	平成25年7月1日から同年8月31日まで	美方警察署
三田浜海水浴場	美方郡香美町香住区下浜	美方郡香美町香住区下浜地先の海域で、三田浜海水浴場の遊泳場のうち、兵庫県公安委員会の標識により指定する区域	平成25年7月20日から同年8月18日まで	美方警察署
安木浜海水浴場	美方郡香美町香住区安木	美方郡香美町香住区安木地先の海域で、安木浜海水浴場の遊泳場のうち、兵庫県公安委員会の標識により指定する区域	平成25年7月14日から同年8月16日まで	美方警察署
佐津海水浴場	美方郡香美町香住区訓谷	美方郡香美町香住区訓谷地先の海域で、佐津海水浴場の遊泳場のうち、兵庫県公安委員会の標識により指定する区域	平成25年7月13日から同年8月18日まで	美方警察署
大浜海水浴場	洲本市海岸通1丁目	洲本市海岸通1丁目地先の海域で、大浜海水浴場の遊泳場のうち、兵庫県公安委員会の標識により指定する区域	平成25年7月1日から同年8月31日まで	洲本警察署
岩屋海水浴場	淡路市岩屋	淡路市岩屋地先の海域で、岩屋海水浴場の遊泳場のうち、兵庫県公安委員会の標識により指定する区域	平成25年7月13日から同年8月25日まで	淡路警察署
浦県民サンビーチ	淡路市浦	淡路市浦地先の海域で、浦県民サンビーチの遊泳場のうち、兵庫県公安委員会の標識により指定する区域	平成25年7月13日から同年8月25日まで	淡路警察署
北淡室津ビーチ	淡路市室津	淡路市室津地先の海域で、北淡室津ビーチの遊泳場のうち、兵庫県公安委員会の標識により指定する区域	平成25年7月13日から同年8月25日まで	淡路警察署
北淡県民サンビーチ	淡路市野島臺浦	淡路市野島臺浦地先の海域で、北淡県民サンビーチの遊泳場のうち、兵庫県公安委員会の標識により指定する区域	平成25年7月13日から同年8月25日まで	淡路警察署
多賀の浜海水浴場	淡路市多賀	淡路市多賀地先の海域で、多賀の浜海水浴場の遊泳場のうち、兵庫県公安委員会の標識により指定する区域	平成25年7月13日から同年8月25日まで	淡路警察署
慶野松原海水浴場	南あわじ市松帆古津路及び松帆慶野	南あわじ市松帆古津路及び松帆慶野地先の海域で、慶野松原海水浴場の遊泳場のうち、兵庫県公安委員会の標識により指定する区域	平成25年7月13日から同年8月18日まで	南あわじ警察署